

ヒューマン Journal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

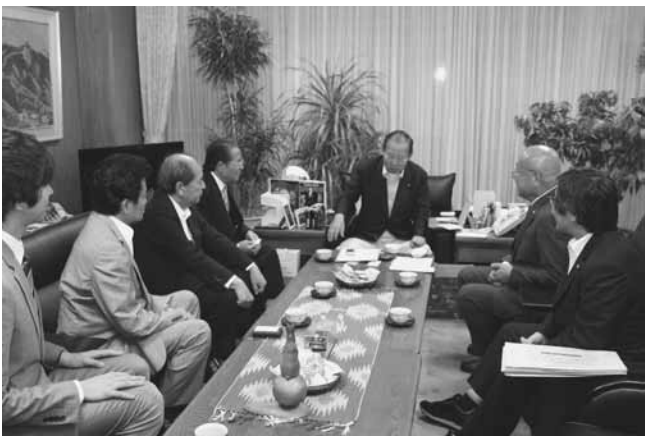
第214号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2- 3- 2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642
編集発行人 平河 秀樹
発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)
定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

自民党

二階俊博・総務会長と面談

自由同和会中央本部では、9月に実施される自民党の総裁選挙に関して、いち早く安倍晋三・総裁の再選を支持することを表明した志帥会は、支持するに際して、安倍・総裁に5項目の政策提言を行ったが、その5項目の中に「同和人権対策に関する法整備」が記載されていたことで、自由同和会中央本部の三役は8月28日に自民党本部へ志帥会の会長を務められる二階俊博・総務会長を訪ね、お礼を兼ねて懇談を行った。



二階・総務会長と懇談する中央本部の三役

懇談では、「新たな人権救済機関の設置について」の要望書を手渡し、自由同和会は「人権擁護法案」の大胆な見直しについて応じる用意があることを伝え、自民党内で法案の修正を行うための検討を進めてもらいたいと要請した。

また、特別の教科になる道徳教育について、「差別をしない、させない、見逃さない」ことは最高の道徳と思われるので、教科の中での位置付けを要望した。

- 出席者
- | | |
|--------|---------|
| 上田 卓雄 | 中央本部 会長 |
| 上田 藤兵衛 | 副会長 |
| 川上 高幸 | " " |
| 阪本 孝義 | " " |
| 平河 秀樹 | 事務局次長 |
| 山口 勝弘 | 事務局次長 |
| 宮崎 謙介 | 衆議院議員 |

今号の内容	
二階・総務会長との面談	1 P
志帥会若手勉強会	1 P
二階・総務会長への要望書	2 P
都府県本部関係	3 P
灘本昌久さんの長期連載	4 P

志帥会若手勉強会

二階・総務会長との懇談の中で、二階・総務会長は同席された宮崎・衆議院議員に、若手を集めて勉強会をするように指示されたが、9月10日に志帥会の若手を、衆議院第2議員会館の宮崎・衆議院議員の部屋に集め勉強会を開催した。

自由同和会からは、上田藤兵衛・副会長、平河秀樹・事務局次長、山口勝弘・事務局次長が出席した。

平成27年度幹部研修会・定期中央省庁要請行動

要請行動 日時 平成27年11月19日(木) 午前11時～正午
場所 法務省・文科省・厚労省・国交省

幹部研修会 日時 平成27年11月19日(木) 午後2時～4時
場所 自由民主党本部 8F大ホール

自由民主党

総務会長 二階 俊博 様

新たな人権救済機関の設置についての要望書

自由民主党におかれましては、人権確立社会に向けた各種法律の制定を図られるとともに、様々な施策の拡充にご尽力を賜り、衷心より厚く感謝を申し上げます。

同和問題につきましては、昭和44年に「同和対策特別措置法」が制定され、名称を変え、5回の延長を重ね、33年間にわたり同和対策が実施されました結果、平成5年の全国実態調査では、混住率は41.4%になり、同和地区でありながら同和関係者が少数になるところまで進んできました。

先般行われました大阪市の調査では、同和地区に生まれ育った同和関係者は35%でしかありませんでした。

同和問題の最大の壁である結婚問題についても、現在では8割が同和関係者以外の人と結婚しており、また、その際には7割の人が全く反対はなかったとする調査結果もあります。

このように、同和問題は完全に解決の方途にありますが、差別のねつ造や公営住宅の家賃の未納など、一部の同和関係者のモラルの低さから、一部に根強い嫌悪感や差別意識が残っていることを勘案すれば、差別により排除されたり、誹謗・中傷などの人権侵害には何らかの救済が必要であります。

さて、表題の新たな人権救済機関の設置については、「人権擁護法案」が閣法として平成14年の第154回国会に提出され、平成15年10月の衆議院の解散から廃案になりましたが、参議院法務委員会が法案が審議される過程の中で、私ども自由同和会は参考人として国会に招聘され賛成の立場で意見を表明しました。

この「人権擁護法案」は、広汎な人権侵害を対象に簡易・迅速・柔軟に被害者を救済することを目的にしておりましたが、自由民主党内で人権侵害の定義が広範・曖昧などと法案の成立に慎重な意見が出されたために、自由民主党は平成17年に続き平成20年も再提出を断念して以降、まったく検討されていません。

この間にも、国連の規約人権委員会をはじめ各種委員会からも政府から独立した人権救済機関としての「人権委員会」を設置するよう幾度も勧告が出されています。

また、我が国の昨今のヘイトスピーチデモが国連の人種差別撤廃委員会で問題視されるなど、我が国が不名誉な立場に立たされています。

このような国際的な状況を打破するためにも、「人権擁護法案」の成立に慎重な姿勢を示していた人たちにも合意されるように法案を大胆に見直し、新たな人権救済機関の設置を中心とする法案を国会へ提出され、成立されますよう、自由民主党内での検討を早期に進められるようお願い申し上げます。

平成27年8月28日

自由同和会中央本部
会長 上田 卓雄

都府県本部関係

岐阜県本部(会長 橋本敏春)では、第34回総会を5月14日午後1時30分から、岐阜市内の「岐阜会館」に130名を集め開催した。

総会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんが、「同対審答申50年を振り返る」とのテーマで基調講演を行った。

福岡県本部(会長 上田卓雄)では、第27回大会を6月28日午後1時30分から、北九州市内の「北九州ハイツ」に150名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が「同対法施行50年を目前にして」のテーマで記念講演を行った。

東京都本部(会長 川上高幸)では、平成27年度大会を7月3日午後2時から、千代田区内の「憲政記念館」に500名を集め開催した。

大会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんと、平河秀樹

中央本部事務局長が、「同対法施行50年を目前にして」のテーマで対談を行った。

併せて、関東ブロックの大会も開催した。

大阪府本部(会長 阪本孝義)では、第29回大会を7月5日午後1時から、大阪市内の「シティプラザ大阪」に100名を集め開催した。

大会では、「同対法施行50年を目前にして」のテーマで、平河秀樹 中央本部事務局長が記念講演を行った。

熊本県本部(会長 国武 香)では、第27回研修大会を7月12日午後1時から、熊本市内の「グレースシア水前寺共済会館」に120名を集め開催した。

大会では、熊本県人権同和政策課課長の中富恭男さんが、「熊本県の人権啓発の取組について」のテーマで記念講演を行った。

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、第30回大会を7月10日午後1時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に250名を集め開催した。

千葉県本部(会長 木村 仁)では、平成27年度大会を7月12日午後1時30分から、柏市内の「東葛テクノプラザ」に400名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が「同対法施行50年を目前にして」のテーマで記念講演を行った。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第16回大会を8月7日午後1時から、佐賀市内の「グランデはがくれ」に180名を集め開催した。

大会では、「同対法施行50年を目前にして」のテーマで、平河秀樹 中央本部事務局長が記念講演を行った。

京都懇話会(京都商工会議所、自由同和会京都府本部・京都市協議会で構成)では、第20回人権セミナー

を8月31日午後1時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に250名を集め開催した。

セミナーでは、(公財)世界人権問題研究センター理事長で学校法人同志社総長の大谷 實さんが、「人権問題の根底にあるもの」のテーマで記念講演を行った。

大分県本部(会長 木村庄一)では、9月6日午後1時から、大分市内の「大分県教育会館」に120名を集め発会式を行った。

発会式では、「同対法50年を目前にして」のテーマであったが、発会式であることを考慮して、同和問題の現状を中心に平河秀樹中央本部事務局長が記念講演を行った。

部落解放運動四十年を振り返って⑬
ちびくろサンボ問題

灘本 昌久

一九六〇年代末頃から、部落解放運動が「差別語」の摘発・糾弾に走っていたことは、前に述べた。

一九六〇年代頃といえは、まだまだテレビや様々なメディアが、差別表現に無頓着であったころなので、運動による差別表現糾弾運動が、そうしたマスコミや社会の無神経さに対する問題提起の意義をまったく持た

なかったとはいえない。しかし、差別表現に対する問題提起が、単語レベルの糾弾に矮小化され、さらに運動団体が社会に対して影響力を行使する手段となってしまうと、差別表現糾弾は、差別解消に役立つどころか、人権問題に対する誤解を招きかねない有害な行為となってしまう。

一九八〇年代は、部落解放同盟の幹部の中に、差別表現糾弾を極端なまでに押し進める人が力を持ったために、社会の空気が萎縮して、運動団体が「差別だ！」といえは、それが何の議論もなく通ってしまう雰囲気が出てしまった。

そうした、悪い意味での差別表現糾弾の頂点に位置したのが、絵本『ちびくろサンボ』絶版問題であった。(詳しくは、拙著『ちびくろサンボよすこやかによみがえれ』や『ちびくろサンボ』絶版を考える』を参照していただきたい)

『ちびくろサンボ』といえは、昭

和三〇〇四〇年代生まれの人にはなつかしい絵本ではなからうか。ちびくろサンボが新しく買ってもらった服を着てジャングルを散歩していると虎にでくわして、服をとられてしまう。しかし、サンボは服をとりかえし、怒った虎が木の回りを走り回って、解けてバターになってしま

う。サンボは、そのバターで母さんにホットケーキを焼いてもらって、おなかいっぱい食べる、という楽しい話である。

ところが、この絵本の名前、絵、筋書きが人種差別的であるとの批判が起り、『ちびくろサンボ』を発売していた十社を越える出版社が、一九八八年末から翌年初めにかけて、すべて絶版にして全国の書店から引き上げてしまった。その対処の素早さには、驚いてしまった。まさに、あれよあれよという間に、この世から絵本が消えてしまった。抗議を受けたにしても、少しは事実関係を調べて、対応を考えるべきなのに、間髪を入れずに絶版にしまった。例えば、『ちびくろサンボ』を一九五三年にはじめて日本に紹介した本家本元の岩波書店などは、抗議文を受け取って、三、四日めに絶版を決定した。しかも、この本の日本での生みの親で、岩波の編集者であった石井桃子さん(編集者、児童文学者)に一言の相談もせず

に決めているのである。自分たちが五〇年近くわたって販売し続けてきた本を、まるで生ゴミでも扱うように捨

て去った。まさに、「処理」という他ない。当時の出版社にとって、差別表現問題は、出版をなりわいとする自分たちの仕事にとって避けて通れない重大問題という認識ではなく、事件が起こった時に自分たちの被害を最小限にする「危機管理」の問題だったのである。そうやってしまった責任のかかりの部分は、部落解放同盟にあるとはいえ、出版社たちの責任も免れるものではない。この点については、出版社の人々にも大きな教訓として残ったものらしく、後に大手出版社の幹部が私に、

「せめて、抗議を受けた時に、よく調べてから回答するというべきだった。それをせずに、すぐに絶版にしてしまったのは大きな間違いであった」と語った。今思えばあたりまえのことなのだけれども、当時は、それほど出版界が浮き足立ってしまったのである。

サンボ絶版問題で特徴的だったのは、事実関係の押さえが非常に不足していたことである。抗議した人たちの言い分は、「このように人種差別的な本を出版し続けている国は日本以外にない。他の先進国では、すべて絶版になっている」ということであつた。そして、多くの人が、その主張を受け入れていた。しかし、私が調べたところでは、そもそも『ちびくろサンボ』が人種差別であるという議論が起ったのは、イギリスとアメリカだけで、しかも、どちらの国でも刊行され続けていて、今も

入手可能である。また、絵本ができて以来ずっと黒人は嫌がっていたというのは嘘で、アメリカでは、黒人少年が主人公となって活躍する良い物語として、黒人団体によって推薦されていた時期が長かったのである。

絶版騒動のもう一つの特徴としては、「被差別の痛み論」が錦の御旗のように掲げられていたことがある。すなわち差別される痛みは当事者しかわからず、その当事者が差別と断定している以上、絵本の差別性に議論の余地はないという考えかたである。当時、絶版を要求する人たちは、絵本が差別であるという黒人を全面に押し立てていた。それに怖じ気づいた出版社もかなりいたようである。これで、国際問題になったら、我が社の存亡にかかわると。しかし、黒人の中にもいろんな考え方の人がいて、サンボが差別という人もいれば、逆にサンボに差別との戦い方を学んだという人もいる。

私がこの事件を通じて学んだことは、差別表現問題は、充分に事実を調査して、多くの人が議論に参加したほうが良いということである。特定の人が優越的な立場に立って、結論を押しつけるようなやりかたでは、本当の相互理解は進まない。このことは、差別問題だけでなく、捕鯨をめぐる議論などにもあてはまる。人間の相互理解のためには、粘り強い議論が重要だ。

(続く)